

機 捜 発 第 6 9 号
平成元年 3 月 2 8 日

各部(室)課(隊)長
各 参 事 官 殿
警 察 学 校 長
各 警 察 署 長

岐阜県警察本部長

岐阜県警察広域機動捜査班設置要綱の制定について(例規通達)

近時における情報化の進展、交通網の発達等社会情勢の変化に伴い、犯罪は一層広域化するとともに、その捜査活動もますます困難化している。

広域的犯罪に対処するためには、初動捜査の徹底及び関係府県警察が連携した広域的な対応により、被疑者を事件の初期的段階において検挙し、あるいは、継続捜査を余儀なくされた場合であっても効率的な広域的捜査を迅速に展開して、早期に検挙することが最も肝要である。

これらの情勢の中であって、このたび、警察庁において広域機動捜査班設置要綱が制定されたところであるが、その趣旨を踏まえ、当県においても広域捜査に当たる専門組織として、平成元年 4 月 1 日をもって、別添の「岐阜県警察広域機動捜査班設置要綱」のとおり広域機動捜査班を設置することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察広域機動捜査班設置要綱

第1 目的

この要綱は、広域機動捜査班の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

- 1 刑事部機動捜査隊に、広域機動捜査班を設置する。
- 2 広域機動捜査班は、班長、副班長及び班員をもって編成する。
- 3 班長には機動捜査隊副隊長を、副班長及び班員には機動捜査隊員の中から機動捜査隊長が指名する者をもって充てる。

第3 対象事件

広域機動捜査班が捜査に従事する事件は、広域（原則として、二以上の都道府県方面にわたる地域をいう。）にわたり発生している重要な事件及び広域にわたり捜査を必要とする重要な事件（以下「広域重要事件」という。）のうち、次に掲げるもの（以下「対象事件」という。）とする。

- (1) 殺人、強盗、放火等の凶悪事件
- (2) 人命に危険が及ぶおそれのある誘拐・人質事件
- (3) 特異な恐喝・脅迫事件
- (4) 犯行の手段・方法、被害の程度等からみて特異な窃盗事件
- (5) 暴力団の大規模な抗争事件
- (6) その他社会的反響の特に大きい事件又は社会的不安を引き起こすおそれのある特異な事件

第4 任務

広域機動捜査班は、対象事件の捜査のうち、広域にわたる対応を要する部分及び機動力を要する部分について、おおむね次の捜査を行うことを主たる任務とする。

- (1) 対象事件に係る広域的な初動捜査
- (2) 現場設定を伴う身代金目的誘拐事件、企業恐喝事件等における設定された現場に係る捜査
- (3) 警察庁指定事件等特に重要な対象事件に対するよう撃捜査、的割り捜査等
- (4) その他広域重要事件捜査のうち特命事項

第5 運用等

- 1 広域機動捜査班の運用は、機動捜査隊長が行うものとする。
- 2 機動捜査隊長は、対象事件（対象事件に発展するおそれのある事件を含む。以下同じ。）が発生した場合は、当該事件発生地を管轄する警察署長及び本部事件主管課長と協議のうえ、広域機動捜査班を出動させるものとする。
- 3 刑事部長は、大規模な広域捜査を必要とする対象事件が発生した場合には、関係都道府県（以下「関係府県」という。）の広域機動捜査班の出動を要請するものとする。
- 4 機動捜査隊長は、広域機動捜査班が管轄区域外で捜査に従事する場合には、関係府県の機動捜査隊長等に当該事件の概要等を速報するものとする。
- 5 広域機動捜査班は、関係府県の広域機動捜査班と連携を密にして捜査に従事するものとする。

第6 教養訓練

機動捜査隊長は、広域機動捜査班の高度かつ専門的な捜査技術の向上を図るために必要な実践的な教養訓練を行うとともに、警察庁が行うこれらの教養訓練に班員（副班長を含む。）を参加させるものとする。

第7 細目事項

この要綱に定めるもののほか、広域機動捜査班の運用に関し必要な細目的事項は、機動捜査隊長が定めるものとする。